

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月にA会社に雇用され、グループ会社の統廃合により、B会社に転籍となり、C所在のB会社（以下「会社」という。）に配属され、開発業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月頃、急遽、期限内に終了できない量の作業を指示されて対応したこと、同年〇月頃に上司から暴言・過度の叱責があったことなどにより、同月〇日、職場でパソコンを作業中に意識が朦朧として呼吸困難な状況になったという。請求人は、同日、D病院に搬送され、その後、Eクリニックに受診し「不安神経症」と、その後、F医院に受診し「パニック障害、全般性不安障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の病名とその発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人が平成〇年〇月に上司とのトラブルから大声で怒鳴られたり、同年翌月には、急遽、デザイン変更による業務量の急増により、同月〇日に会社でパニック発作を起こしたという経緯等から、同日にICD-10診断ガイドラインの「F41 パニック障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断している。当審査会としても、請求人の症状経過等に照らして、専門部会の同意見は妥当なものであると判断する。

(2) 本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）に、業務により心理的負荷をもたらされた出来事として、①平成〇年〇月に会社で初めてとなる設計を短期間で行うよう命じられ、自宅も含めて長時間労働に従事したこと、②平成〇年〇月に比較展示車の手配についてGから大声で怒鳴られたことが強い心理的負荷となった旨主張している。当審査会において、請求人が主張する各出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 労働時間について、請求人は、自宅で深夜まで設計断面や構成のアイデアを考えたり、データ作成の準備をしており、夢でデータを作っていたことも

あるくらい長時間労働となった旨主張するが、会社から自宅における作業を命じられたことを裏付ける証拠はないことから、請求人が主張するところの自宅における作業時間については、これを労働時間であったとは認め難い。

さらに、会社では資料やデータの持ち出しをコンプライアンス上禁止していることから、請求人はそれらの内容を覚えて帰り、自宅において手書きで検討したと主張するが、一件記録からは、そのことを推認し得る証拠がなく、上記主張は採用できないと判断する。

イ 請求人は、平成〇年〇月に、急遽、作成指示を受けた新たな設計について、前例のない困難な業務であり、デザイナー1人で通常業務をしながら、4日間で達成できるような業務量ではなく、持ち帰り残業は130時間分にも相当する長時間労働になったことが強い心理的負荷となった旨主張している。この点、同設計はHらの応援も得つつ、結果的に予定期間内にできあがったところであり、当審査会としては、同出来事について、認定基準の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、その具体例「達成は容易ではないものの、客観的にみて、努力すれば達成も可能であるノルマが課され、この達成に向けた業務を行った」に該当するものであり、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の評価は「中」とであると判断する。

ウ 請求人は、平成〇年〇月に、Gから大声で怒鳴られたことが強い心理的負荷となった旨主張するが、これについて、G本人は怒鳴ったことは記憶にない旨申述している。

しかし、Iは、同出来事から3年経過した平成〇年〇月〇日付け聴取書において、平成〇年〇月頃及び平成〇年〇月頃に請求人とGが大声で言い合っていた旨述べる一方、同出来事から4年経過した平成〇年〇月〇日付け陳述書において、平成〇年の春、Gは同じフロアの全員に聞こえるような大きな怒鳴り声であったが、請求人の声は少し大きかったものの、いつもの口調であった旨述べていることから、口論になったことがうかがわれる。上記Iの各申述は、いずれも出来事から相当期間経過後のものであって、時間の経過により同人の記憶に多少なりとも変遷が認められるところであるが、少なくとも、業務の評価が高いとみられている技術職の請求人が、請求人と年齢が

近い係長のGに一方的に叱責されたものとは考え難いことや、その後の業務に支障が生じた事情も認められないことから、当審査会としては、同出来事について、認定基準の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめると、その具体例「上司から、業務指導の範囲内である指導・叱責を受けた」に該当するものであり、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の評価は「弱」とであると判断する。

- (4) 請求人は、①平成〇年〇月の内部監査の結果、会社から理不尽な譴責処分を受けたこと、②その際の人事面接で、〇〇課長から〇〇弁で1時間ほど怒鳴られたことによって、本件疾病が悪化したと主張するが、これらの出来事は認定基準における「特別な出来事」（心理的負荷が極度のもの又は極度の長時間労働）には該当せず、請求人の主張は認められない。
- (5) 業務以外の出来事及び請求人の個体側要因については、特記すべき事項は認められない。
- (6) 以上のとおり、請求人に係る評価期間の出来事は、業務による心理的負荷の総合評価の「中」と「弱」が1つずつであることから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった、

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。